

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 18 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施に関する事務 ①予防接種の実施 ②予防接種対象者への周知 ③予防接種に関する記録 ④健康被害の救済 ⑤実費の徴収 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 1 健康管理システム 2 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバ 4 ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理システムデータファイル(健康増進システム) | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | たつの市健康部健康課 |
| ②所属長の役職名 | 健康課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3203(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | たつの市役所 健康部 健康課 〒679-4167 兵庫県たつの市龍野町富永410番地2 TEL (0791)63-2112(直通) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年8月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年8月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年5月30日 | 公表日 | 平成27年12月25日 | 平成29年5月30日 | 事後 | |
| 平成29年5月30日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給をうける者が請求する際の手続。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務。 ②定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。</p> | <p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)の規定に基づく事務</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種対象者への周知 ③予防接種に関する記録 ④健康被害の救済 ⑤実費の徴収</p> | 事後 | |
| 平成29年5月30日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1(第10項) | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 平成29年5月30日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第17.18.19項) | 【情報提供】 番号法第19条第7号別表第二の16の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2 【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第二の16の2、17、18及び19の項 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 | 事前 | |
| 平成29年5月30日 | 所属長 | 健康課長 長尾 孝 | 健康課長 谷口 和己 | 事後 | |
| 平成29年5月30日 | 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日時点 | 平成29年5月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | 所属長の役職名 | 健康課長 谷口 和己 | 健康課長 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | 連絡先 | たつの市健康福祉部 健康課 健康増進係 | たつの市健康福祉部 健康課 健康管理係 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年5月1日 | 平成30年5月1日 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 番号法第19条第7項別表第二の16の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2 | 【情報提供】 番号法第19条第7項別表第二の16の2、3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日 | 平成31年4月30日 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | IVリスク対策 | — | 様式追加 | 事後 | |
| 令和2年10月1日 | 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月30日 時点 | 令和2年7月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年3月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)の規定に基づく事務 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施に関する事務 | 事前 | |
| 令和3年3月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和3年3月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3の項 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項 | 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 | 事前 | |
| 令和3年3月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年7月31日 時点 | 令和3年1月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | I 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | (追加) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称 | | (追加) 4 ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | | (追加) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第5号(委託先への提供) | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年1月31日 時点 | 令和3年4月30日 時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月1日 | IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 | 委託しない[○] | 委託しない[] 十分である | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月1日 | IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 | 提供・移転しない[○] | 提供・移転しない[] 十分である | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年8月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | (追加) ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|---------------|
| 令和3年10月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第5号(委託先への提供) | 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 番号法の改正等 |
| 令和3年10月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 | 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 | 事後 | 番号法の改正等 |
| 令和4年7月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | たつの市 総務部 情報推進課 情報管理係 | たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和4年7月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月30日 時点 | 令和4年6月30日 時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和5年9月20日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会】 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 | 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 【情報照会】 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 | 事後 | 番号法の改正等 |
| 令和5年9月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉部健康課 | たつの市健康部健康課 | 事後 | 組織改正に伴う部署名の変更 |
| 令和5年9月20日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | たつの市役所 健康福祉部 健康課 | たつの市役所 健康部 健康課 | 事後 | 組織改正に伴う部署名の変更 |
| 令和5年9月20日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点) | 令和4年6月30日 時点 | 令和5年8月1日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------|--------------|-------------|------|-----------|
| 令和5年9月20日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点) | 令和4年6月30日 時点 | 令和5年8月1日 時点 | 事後 | |